

掘立柱建物跡からみた十三湊の社会構造と安藤氏像

中村 隼人（青森県埋蔵文化財調査センター）

1. 序

（1）目的

青森県五所川原市に所在する十三湊遺跡は在地領主安藤氏によって営まれた中世港湾都市として知られる（竹内1973）（図1）。同遺跡は継続的な発掘調査開始段階に国立歴史民俗博物館によって三ヶ年の発掘調査がなされ、十三湊の盛期を対象とした都市域の復元案（以下歴博想定図）が作成された（図2）。現在青森県教育委員会と五所川原市教育委員会によって行われている継続調査はこの歴博想定図を指針としたものだが、発掘資料の蓄積は歴博想定図の更新の必要性を生んだ。

本稿では十三湊の盛期である14世紀末から15世紀初頭を対象年代とし、掘立柱建物跡の用途特定から往時の十三湊都市域の景観復元を行う（新想定図の提示）。次いで都市景観復元の過程で得られた副次的な知見から、十三湊の社会構造と安藤氏像についていくつかの仮説を提示する。

（2）研究史

《歴博想定図》

開館以来、国立歴史民俗博物館では歴史関連諸学の研究者が共同研究を行い多くの成果を挙げてきた。総合課題「北方日本における文化交流」の研究対象に選択された十三湊では、史料類の収集も含め多面的な調査が行われ、その成果として歴博想定図が作成された⁽¹⁾（国立歴史民俗博物館1995）。歴博想定図は遺跡北部の宗教施設と領主館を核とする極めて求心性の高い同心円構造を持つ。これは領主館と宗教施設を都市域中央に配し、周辺域に家臣団や富裕層の居住域、外縁に商人や手工業者らの生活域が計画されたとする中世城館都市の構造を十三湊の地形に代入したものと指摘することもできる（高橋1993）。

《都市域の範囲と移動》

榊原滋高は出土遺物の年代から、十三湊には安藤氏移入以前にも前潟部分に小規模な集落が存在し（13C中）、その後安藤氏の移入に伴う港湾機能の拡充によって盛期（14C後～15C前）を迎えたと推論した。加えて南部氏侵攻（1432）を契機に遺物の出土分布が大土塁の北側から南側へと大きく移動することに注目し、都市域の移動を指摘した（宇野1994・榊原2004）（図3・表1）。また高島成侑は南部氏侵攻以前に都市域として使われていた大土塁北側の地区において、街区整備を伴う大規模な町割が存在したことを明らかにした（高島2005a・高島2005b）。

2. 十三湊の都市空間

（1）概説

本章では復元がなされた建物跡の用途特定を行い、これを拡大延長し都市域の景観復元を行う。なお本稿では十三湊都市域をA～Cの三地区に分類し考察を進める（図4・表2）

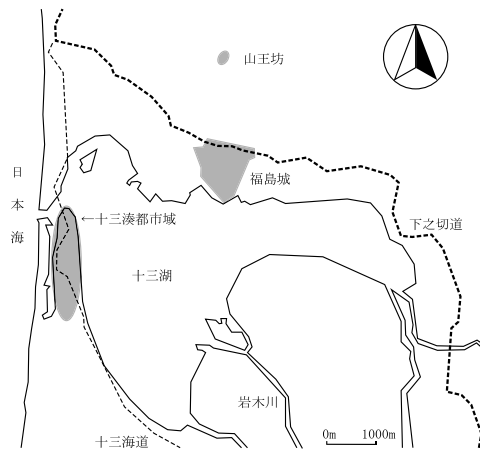


図1 十三湊位置図

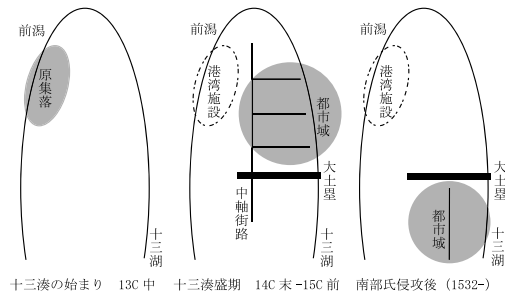


図3 十三湊都市域の移動

表1 十三湊・安藤氏略史

展開	年代	都市域	特記事項	史料
端緒	13C中 13C中-	前潟	前潟に原集落が存在 安藤氏の移入	54次調査等 十三往来
発展	13C後 14C後-15C前	前潟・土塁北	土塁北側にコの字型の区画溝 領主主導の町割形成	B地区調査 A・B・C地区調査
盛期	1432 1432-	前潟・土塁北	南部氏侵攻の安藤氏蝦夷へ退去 安藤氏十三湊環住と都市域移動	満濟准后日記 17・71次調査
衰退	1436-1447 1442	前潟・土塁南	若狭羽賀寺へ多額の寄進 南部氏侵攻と安藤氏蝦夷へ退去	羽賀寺縁起 新羅之記録
断絶	15C後		飛砂の堆積による港湾機能低下	51次調査等

表2 各地区名と調査回数

地区名	調査回数	歴博想定図での性質
A地区	10・11・15・16・74・91	家臣団屋敷
B地区	9・18・76・90・120	家臣団屋敷
C地区	86・87	安藤氏居館・家臣団屋敷

表3 各地区の代表的な建物跡

型式	条件	A地区(177棟)	B地区(99棟)	C地区(102棟)	細分比率	全体比率
1	梁1	33棟(18.6%)	24棟(24.2%)	48棟(47.1%)		27.70%
2a	梁2×桁2 単室	10棟(5.6%)	2棟(2.0%)	1棟(0.9%)	3.44%	
2b	梁2×桁3以上 単室	19棟(10.7%)	1棟(1.0%)	3棟(2.9%)	6.08%	29.10%
2c	梁2×桁3以上 複室	45棟(25.4%)	10棟(10.1%)	19棟(18.6%)	19.58%	
3	梁3以上×桁3以上	7棟(4.0%)	13棟(13.1%)	5棟(4.9%)		6.61%
4	三面庇・四面庇	2棟(1.1%)	0棟(0.0%)	0棟(0.0%)		0.53%
5a	梁2 総柱	17棟(9.6%)	25棟(25.2%)	16棟(15.7%)	15.34%	19.31%
5b	梁3以上 総柱	0棟(0.0%)	8棟(8.1%)	7棟(6.8%)	3.97%	
6a	不明	44棟(24.8%)	16棟(16.2%)	3棟(2.9%)		16.67%

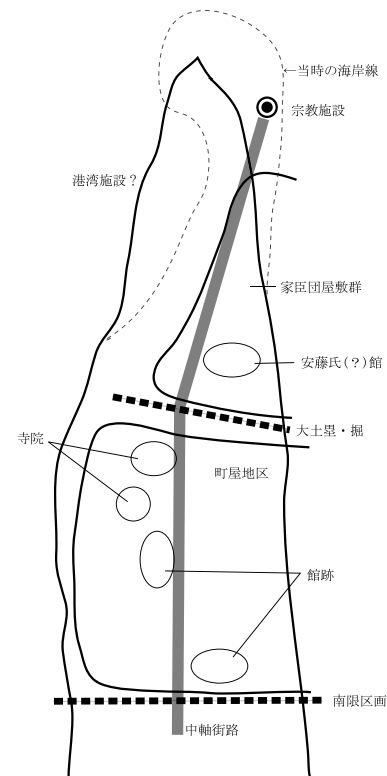
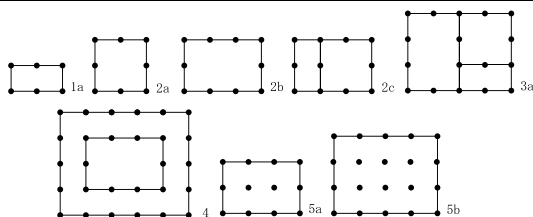


図2 国立歴史民族博想定図（当初想定図）

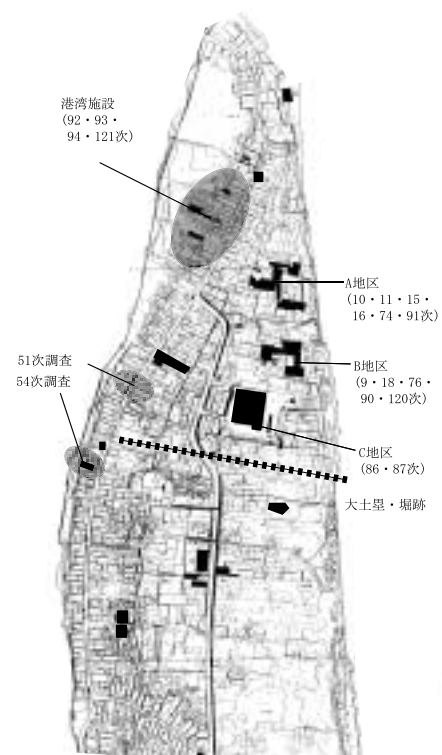


図4 調査回数と本稿での名称

（２）全体の傾向

十三湊都市域内で復元された建物を形態と間取りによって分類し、その分布と比率を確認した（表 3）。分類条件には以下の基準を採用した。なお復元建物のうち、調査区内に全体が収まらず規模や間取りを特定できない建物に関しては不明（6 類）に分類した²⁾。

- 1 ：梁間一間
- 2 a：梁間二間×桁桁二間 単室
- 2 b：梁間二間×桁桁三間以上 単室
- 2 c：梁間二間×桁桁三間以上 複室
- 3 ：梁間三間以上×桁桁三間以上
- 4 ：三面庇・四面庇
- 5 a：梁間二間の総柱
- 5 b：梁間三間以上の総柱
- 6 ：不明

梁間二間以下の小型建物の全体比率が圧倒的に高い。梁間三間以上の大型建物は極めて稀で、都市域内の建物規模に明確な格差がなかったことが解る。また建物規模や屋敷構えを権力表現の為の装置と解釈するならば、都市域内の住人間に顕著な階層差はなかったと考えてよい（小野1997）。

（３）建物跡の用途特定

《平均的な住人が生活した住居》

都市域で確認される建物は梁間二間の建物（2 類・5 類）が多勢を占める（図 5）。この梁間二間の建物は、十三湊に限らず多くの中世遺跡で確認され、大型建物との対応関係がない場合、用途は住居と特定される（土本2003）。港湾都市である十三湊の場合、集住人口の過半は港湾施設で労働に従事した人足や水夫であったと考えるべきだろう。よってここでは2 類の建物跡の用途は人足水夫の住居であったと仮定したい。十三湊では彼らが生活した床を持たない住居（2 類）とそれに伴う小型の付属屋（1 類・5 a 類）が都市景観の基調をなす。

《港湾管理者の住居》

十三湊では基本的に同じ場所に同形式の建物が連続して建て替えられる事がない。つまり特定地域が一定期間同一用途で継続利用されることは稀だった（高島2005 b）。しかし三間×三間程度の中型建物（3 類）はB地区北半に分布が集中する。このことから考えると3 類の建物はある程度意識的に配置されたと考えられる（図 6・表 3）⁽²⁾。

なお3 類の建物の用途には住居を想定したい。複数の室によって構成されるこの建物は、柱を抜き二間×X間の部屋を作るなど、都市域の建物群の中では比較的大空間を意識している。また3 類の建物はその周辺に井戸や柵列、小型の付属屋（1 類・5 a 類）を伴い確認される（図 5）。定型化ないし定数化することはないが、3 類の建物とこれらの施設には緩やかなセット関係が形成されている点も推論の遠因とした。またその利用者だが、ここでは港湾施設の管理者層を想定したい。B地区北半の建物規模と屋敷構えの様相は人足水夫の居住地のそれに比べ若干勝る。つまり利用者の階層は十三湊住人の中でも上位に位置したと考えてよい。



A地区の代表的な建物配置 (A-11期)

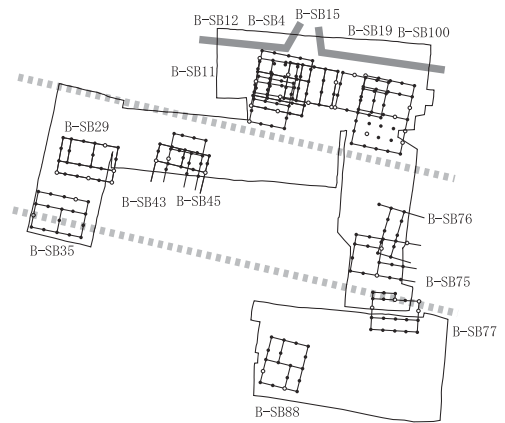
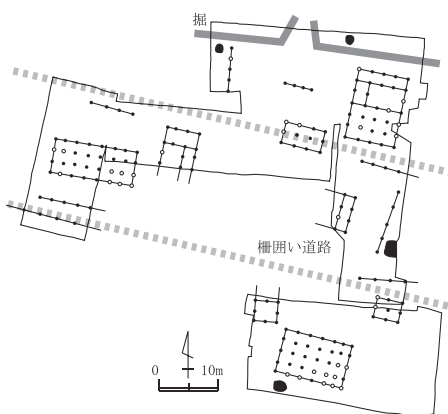
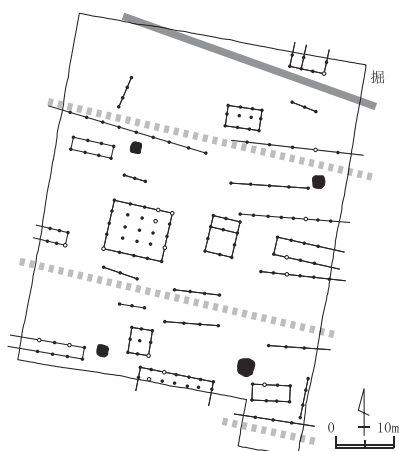
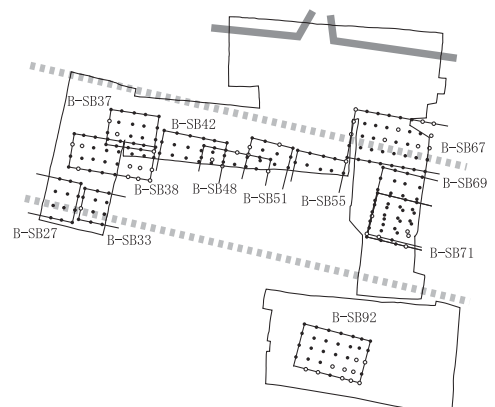


図6 B地区で確認される中型建物の分布



B地区の代表的な建物配置 (B-14期)



C地区の代表的な建物配置 (C-12期)

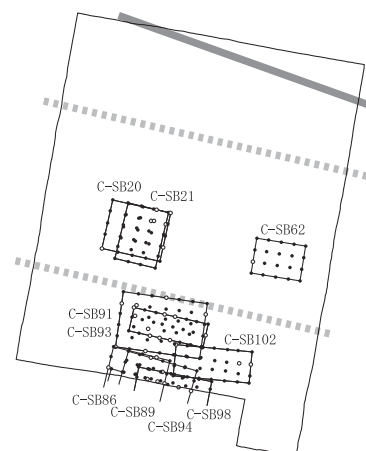


図7 B・C地区で確認される大型総柱建物の分布

図5 各地区の代表的な建物配置

ただし人足水夫を上回る階層という条件だけをして、安藤氏ないしその家臣団の居住域と特定するのは安易だろう。B地区北半の景観は都市域内の中でも異質ではあるが、突出して規格性が高いわけではない。そして、なにより十三湊都市域で確認される3類の建物に対面儀礼を実現しうる空間はない。武士階層の住居と積極的に判断するには決め手に欠ける。

《大型倉庫》

梁間三間以上の大型総柱建物（5b類）も例外的に、B地区南半とC地区南半に分布が集中する（図7）。5b類の建物もある程度意識的に特定地区に配置されたと考えられる。

5b類の建物の柱穴は総じて大きく深い。しかしそれはあくまでも十三湊都市域内の他の柱穴と比べ大きいという程度で、同時期の周辺遺跡の柱穴と比し優越しているわけではない。これらの柱穴を用い高床の建物が作られたと考えることや、束を建て床を張ったと考える事は難しい。なおその用途だが、大型の倉庫を想定したい。総柱建物は内部に大空間を持たないことから本質的に住居に適さない。また十三湊都市域内の5b類の建物では側周り一間の柱間寸法が変化せず、縁や庇としての利用が想定できない。以上の理由から、5b類の建物は間取りや床を持ち得なかったと判断し、大型倉庫としての利用を想定した。

（4）都市域の景観

一般的に中世港湾都市の中央部には商施設であった市や社寺門前が配置される。しかし十三湊の都市域ではこれらの商施設が確認できない。また在地領主が拠点とした城館都市の場合、都市域中央には支配層の屋敷地と宗教施設が配置される。しかし十三湊においてはこれらの施設配置も確認されない。

十三湊の都市域は基本的に小型で簡素な建物が建ち並ぶ平坦な景観である。建物や屋敷構えに階層性が反映されると解釈するならば、都市域内の住人間に明確な階層差は存在せず、小型の建物が建ち並ぶ景観同様、平等かつ平坦な社会が形成されていたと考えてよい。

この地で積極的な商行為が行われ、富の移動と蓄積がなされたと考えた場合、住居もそれに比例して大型化し贅を尽くしたものになるだろう。しかし都市域内の小型建物は、言ってしまうとただ寝る為だけの目的で作られたのではないかと思わせるほどの最小限のものである。十三湊の平均的な住人（人足水夫）は、この地に定着しようとしていなかったかのように見える。前述した商施設の欠如とあわせて考えると、十三湊の都市景観は港湾機能に特化したものだったと考えてよい（図8）。十三湊の都市域は人が集住するという点において都市的な様相を示している。しかし、消費の場としての都市的な様相は持ちえなかった。

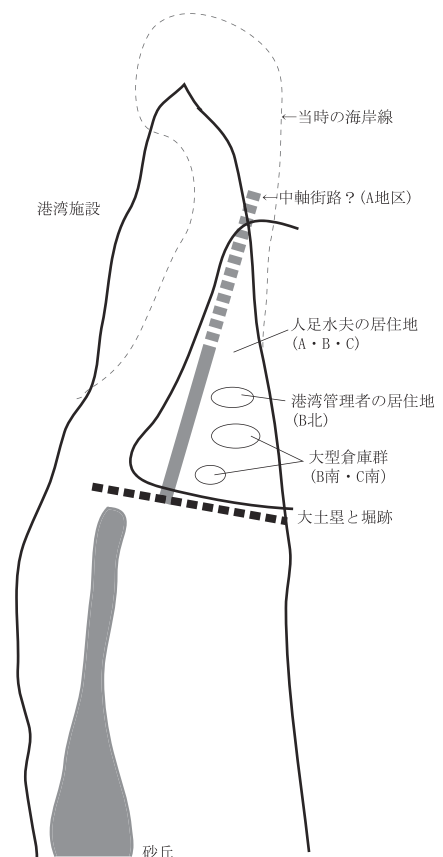


図8 十三湊盛期の都市域

3. 十三湊の社会構造

(1) 概説

次に都市景観復元の過程で得られた副次的な知見から、十三湊住人の住意識と社会構造についていくつかの仮説を提示したい。

(2) 土地の所有意識

《無秩序な屋敷割と屋敷構え》

屋敷割という概念が存在し、継続的な土地利用がなされたと考えた場合、主屋のあった場所には主屋を、附属屋のあった場所には附属屋をというように、同じ用途の建物が同じ場所に何度も建て替えられる景観が想定できる。しかし、十三湊では同一地区に同型式の建物が何度も建て替えられない。また隣地境界を示していたはずの境界柵は変遷の後期にいたっても一ヶ所に定着せず、大きく移動する。以上の条件から考えると十三湊では屋敷割という概念が極めて曖昧なものだったと考えられる⁽³⁾⁽⁴⁾。

また同一地区に同一人物ないし同族が長期間定住したと考えた場合、主屋、付属屋、柵、井戸等各施設の配置や数量、規模に著しい変化が生じることは稀だろう。しかし十三湊では大きく移動する境界柵内に配置された各施設の数量的なセット関係（屋敷構え）が定数化することもない。このことは同一地区に同一人物が継続的に生活していなかった可能性を示唆する。

つまり十三湊の都市域では建物や土地（不動産）の個人所有意識が極めて希薄であり、かつそこに住む住人の入れ替えも頻繁に行われていた可能性が高い。

《住慣行の確立》

支配層主導で普請された広範囲に及ぶ町割を持ちながら、十三湊都市域では屋敷割や屋敷構えに規格が生じることがない。つまり十三湊の支配層は町割の計画と普請を実現したものの、土地利用の細部に対しては規制を設けず、被支配層の自治に委ねていたと考えてよい。しかし変遷の後期にいたっても屋敷割が定型化しないことや、共有地であるはずの道路上に建物や柵等の施設が作られる景観から考えると、十三湊では住人主導の住慣行の確立もなされなかったと考えてられる⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

(3) 生業と季節性

《掘立柱建物の耐用年数》

十三湊都市域内で確認される柱穴群はすべからく小さく浅い。一棟の建物を長期間にわたり利用していたと考えるには難しい貧弱な柱穴ばかりが確認される。都市域内の掘立柱建物の耐用年数は試算によると5年程度となる⁽⁷⁾（表4）。これは青森県内の中近世遺跡で確認される掘立柱建物の耐用年数としては際立って短い。建物の耐用年数の短さは、都市域内の建物の仮設性の高さをしめす。そしてまたその利用者に一棟の建物を頑健に造り、長期間利用するという発想が存在しなかったことを伝える。十三湊都市域内の建物は簡単に造られ、簡単に朽ちることを前提とした建物だった。

表4 青森県内の中近世遺跡における掘立柱建物の耐用年数

遺跡名	年代	推定変遷時期数	推定耐用年数
小沢館	14C前葉-17C前葉	10期	約30年
境岡館	12C後葉-16C中葉	12期	約30年
野脇遺跡	13C後葉-17C前葉	11期	約30年
中崎館	12C後葉-13C中葉・15C前葉-16C前葉	4期・4期	約25年・約30年
赤御堂遺跡	13C後葉-14C中葉・17C前葉-19C前葉	3期・6期	約30年・約30年
鞍越遺跡	16C初頭-17C初頭・17C後葉-19C前葉	6期・5期	約15年・約30年
浜通遺跡	16C末-17C初頭	2期	約30年
十三湊遺跡	14C後半-15C前半	※30期	約5年

十三湊遺跡以外の遺跡に関するデータは佐々木他1999・佐々木他2000・佐々木2000を参照した
※十三湊遺跡のみ異なる試算方法を採用した

表5 近世酒田における大船の入津数

	1787(天明七)年	1796(寛政八)年
1月	—	—
2月	—	—
3月	25	58
4月	2	84
5月	2	67
6月	38	—
7月	16	—
8月	34	232
9月	—	—
10月	—	4
11月	5	開船
12月	開船ノミ	開船

単位：艘

《厳寒期の河川水運機能停止》

現在、十三湖の湖面の大半は厳寒期には凍結する。

十三湊が盛期を迎えた14世紀後半から15世紀前半は現在と比べ1.2℃程度気温が低かった(ト浦2001)。このため十三湊盛期においても現在同様湖面は凍結していたと考えられる。つまり厳寒期の十三湊は川湊としての機能を失っていた。

《厳寒期の港湾機能停止》

また北方交易において蝦夷地側の主要生産物であった鰯や鮭、昆布や海獣の皮革類は冬季に収穫加工され春先に出荷される(石川1973)。このため危険を冒してまで無理に厳寒期の蝦夷地に向け船を出す必要はなかった。

近世日本海交易を代表する庄内酒田湊では冬季間大船の入津数が減少し、厳寒期には船運そのものが途絶えた(酒田市1981・山口2005)(表5)。年代が十三湊の盛期から下るため単純な比較はできないが非常に興味深い。諸条件から類推すると、十三湊の港湾機能は河川水運機能同様、季節性に大きく依存したと考えられる。

《住宅の仮設性と労働者の雇用形態》

十三湊の河川水運機能と港湾機能が厳寒期に停止していたとするならば、十三湊の住人達は冬季間どのような生活を送っていたのだろう。

当然十三湊にも農業や漁労による生産性が存在し、消費の場としての需要も存在しただろう。しかし復元がなされた十三湊の景観は港湾機能に特化した異質なものである。十三湊を介して生産される富の大半は物流に大きく依存したものであり、その他の生業による収入や消費活動による利益は僅かなものだったことを伝える。つまり厳寒期に生じる河川水運機能と港湾機能の停止は、十三湊の生産性と存在意義を大きく減少させるものだった。また十三湊の港湾機能が季節性に依存するものだったとすると、その労働者達の労働形態も通年性を持つものではなく、季節雇用的なものだったと予測できる。十三湊の港湾施設で労働に従事した人足水夫は現在という季節労働者の存在であり、一年を通じ都市域内に定住していなかった可能性は高い。そしてだからこそ、十三湊都市域の土地利用は極めて曖昧なものであり、建物は高い仮設性を持ったと言い換えることもできる。厳寒期の十三湊では港湾機能のみならず、都市域全体が冬季間放置されていた可能性すら十分に想定できる。

(4) 領主館の所在

《同時代の周辺遺跡で確認される主殿》

十三湊盛期と同時期に周辺遺跡で確認される主殿級の建物には

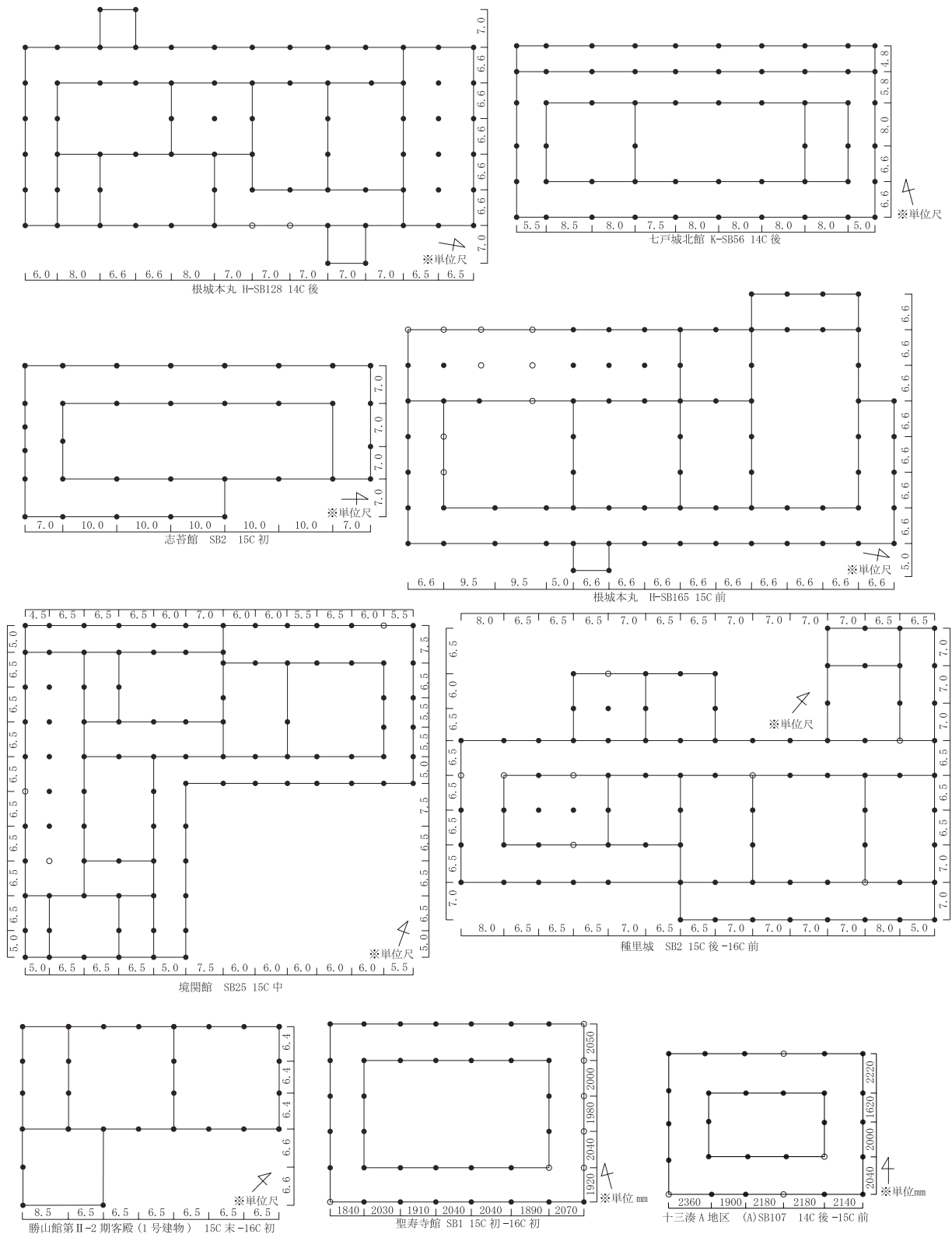


図9 十三湊盛期と同時代の周辺遺跡でみられる主殿級の建物跡

- 1) 身舎は基本的に一列構成（直屋）。
- 2) 出入り口と推定できる突き出しがある（中門の模倣）。

という寝殿造系住宅特有の特徴を持つ（図9）。

中世中期から後期は寝殿造系住宅から書院造系住宅へと上層住宅の形式が移行する期間と捉えてよいが、14世紀後半から15世紀前半の青森県及び道南地域では、寝殿造系住宅の影響が大きかったことがわかる（高島1983・高島1986）。

《都市域内に領主館が存在した可能性》

十三湊都市域内には安藤氏の領主館と即断しうる建物跡が確認されない。そもそも三面以上の底が廻るような建物自体が稀で、A地区で二棟確認できるのみである（表3）。ただしこの二棟の建物を領主館と推定するには違和感が残る（佐々木2000）。この二棟の建物は間取りこそ最低限の格式を感じさせる建物ではあるが、柱穴の規模や深さ、間尺の統一感などの複数の条件が、都市域内で確認される他の掘立柱建物に優越することはない。つまり部材や工法等の待遇が都市域内の他の建物と同程度であったことをしめしている。そしてそれは同時に建物を建てた人間の中に、この建物に対する優先意識が存在しなかった事をしめしている。

そもそも大規模な町割の普請を実現しえたほどの権力と財力をもった往時の安藤氏が、簡素な主殿しか持ち得なかったと考えることが難しい。都市域内に領主館は無かったと考えるべきだろう。

《都市域外に領主館が存在した可能性》

堺や博多などの中世港湾都市では都市域内に領主館が確認されない。これは港湾都市の都市域中央部が基本的には商業地であり、市や社寺門前に占められていたことを背景とする。基本的に中世港湾の支配層は都市域内に領主館を形成せず、その周辺に居を構えた。十三湊都市域内に領主館とそれに付随する家臣団の屋敷地と比定できる地区は確認されない。しかしこれは中世港湾都市の景観としてはむしろ一般的なものだった（宇佐美2001・大庭2003・續2003）。

《都市域周辺の安藤氏関連遺跡》

十三湖北岸に位置する福島城では、平成17年度以降青森県教育委員会によって継続的な発掘調査がなされている。平成20年度調査では七間×七間と五間×五間の身舎を持つ二棟の大型建物が確認された。また同じく十三湖北部に位置し、五所川原市教育委員会が調査を進める山王坊遺跡の平成20年度調査では、東西七間×南北五間の身舎の北面に東西三間×南北二間の突出を持つ礎石建物と四間×九間の身舎を持つ礎石建物が確認された⁸⁾。福島城と山王坊で検出される遺物類の年代は十三湊盛期と同時期のものであり、両遺跡はともに安藤氏関連の遺跡と考えてよい。

両遺跡で確認された大型建物の存在は、往時の十三湊に建築に対する十分な知識とそれを実現しうる財力が存在した事を証明する。そしてまた両遺跡で確認される質の高い建物は、逆説的に安藤氏が十三湊都市域をいかなる場として認識していたのかを示すものでもある。

安藤氏は十三湊都市域に大型の建物を建てられなかったのではない。意識的に建てなかったのだろう。安藤氏にとって十三湊都市域は館や宗教施設等の拠点施設を設ける場として意識されていなかったのではないだろうか。

4. 結 安藤氏像

支配層にとって触れを発し、都市を修景する行為は権力という不可視なものを可視化させる好機だった。しかし復元がなされた景観は、安藤氏が十三湊都市域をなんら操作しようとしていなかったことを伝える。安藤氏は被支配層に対し、主従関係を示威するような行動をとっていない。

支配層と被支配層の関係が濃密ないし緊張状態にあった場合、支配層は意識的に関係性を誇示する行為を選ぶだろう。しかしその関係性が一過性の疎遠なものであった場合、その関係性を強調するようなことはしない。安藤氏にとって十三湊都市域は権力表現の場ではなかった。物流の結節点として実利の獲得を優先した商業地という認識だったのではないだろうか。復元がなされた十三湊の都市景観は、安藤氏の商人的様相を色濃く伝える。

謝辞

なお本稿執筆に際し元八戸工業大学教授高島成侑先生、八戸市市史編纂室佐々木浩一氏、青森市市史編纂室工藤清泰氏、青森県教育委員会鈴木和子氏、五所川原市教育委員会榊原滋高氏、青森県埋蔵文化財調査センター工藤忍氏、茅野嘉雄氏、斉藤慶史氏から多くの御教示を賜った。ここに記し深甚の謝意を表します。また本稿を執筆する機会を与えてくださった青森県埋蔵文化財調査センター成田滋彦氏、白鳥文雄氏にも同じく深謝の意を表します。

註

(1) 中世期の十三湊の地形に関しては市立函館図書館蔵「十三絵図」(1648(慶安元)年)が基準資料になっている。この絵図にみられる当時の海岸線は、現在の海岸線と大きく異なる。国立歴史民俗博物館1995では「十三湊のある砂州の頭部(北部)は現代と大きく形状を異にするが、これは、この部分が後に湖水によって削られたためで、現状では砂州頭部は東北側が小さくなり、また西側にあった凹部が逆に埋まっている。そこにあった神社もその後南方へ移転しているが、この絵図はそうした点についての変化が起きる以前の、おそらく中世とほぼ同じ状況を描いていると見ることができる」とし、この絵図にみられる海岸線の形状を想定復元図に反映している。

(2) 表3の分類条件については鈴木2008を参考にした。

(3) 土本俊和は都市生成の理念系には「地割先行型」と「建物先行型」という二つのモデルがあるとし、「建物先行型とは敷地割を踏まえず土地の上に建物がまず建つ形成過程である。対して、地割先行型とはあらかじめ設定された敷地割に規定される形で建物が建つ形である」と定義した(土本2003)。つまり土地所有の概念(地割・屋敷割)が先んじて存在し、これに従う形で建物の配置がなされたのか(地割先行)。あるいは建物に対する個人所有の概念が先んじて存在し、ここから派生して隣地境界の概念が芽生えたのか(建物先行)という所有意識の前後関係を理念化したわけだが、十三湊で確認されるそれは土本のいう建物先行型そのものである。

(4) 土地の所有範囲が収入や税収額に直結する農村や大都市では土地の個人所有意識の形成が比較的早い(伊藤2002・西谷地2002)。

(5) 国立歴史民俗博物館1995では、盛期の十三湊では近世城下町において計画的に採用された短冊形地割が既に形成されていたと推論している。しかし建物復元とそれに伴う土地利用の実態からは「短冊

形地割」以前に規格化された屋敷割(地割)が確認できなかった。なお十三湊都市域内における短冊形地割の有無に関しては玉井1994・藤田1999などがある。

(6) 十三湊では道路上に建物や柵、井戸が造られる等、道割を無視した景観が形成されるが、これは中世都市の景観として珍奇なものではない。中世鎌倉や応仁の乱後の下京等でも多く確認される(小川1988・野口1988・堀内2001・早見他2004)。これらの大都市域においてもこの現象が確認されるということは、十三湊のような地方の小都市においてはより恒常的に確認されたと考えて大過ない。

(7) 佐々木他1999・佐々木他2000・佐々木2000で考察対象にあげられた各遺跡の掘立柱建物跡の耐用年数に関しては、単純に《遺跡の年代幅÷変遷図の時期数(建物の建て替え回数)=建物の耐用年数》で試算した。対して十三湊本報告書掲載の変遷図に記載された掘立柱建物は、変遷図の複数の時期数にまたがり存続する建物跡も多い。このため《遺跡の年代幅(100年)÷変遷図の時期数(約30回)×1.5(複数期存続する建物跡に対する補正)=建物の耐用年数(約5年)》で試算した。なお表4にあげた遺跡の多くは館跡であり、図9で挙げたような大型建物が確認される場合もある。しかし技術者が造ったと推定できるような大型建物の存在は全体比の中では少数に過ぎず、基本的には十三湊都市域で確認されるような建築の知識を持たない素人でも造ることが容易な二間×三間程度の建物が主体をなす。以上の理由から比較の対象たりえと判断した。

(8) 本文中で記載した福島城および山王坊で確認された建物跡の規模は、あくまでも両遺跡現地説明会資料の表記に準じたものである。今後も継続される発掘調査の成果によって間取りや規模等の解釈が改変される可能性は大いにある。

参考文献

- 青森県教育委員会(2007)『福島城3』青森県埋蔵文化財調査報告書第460集
青森県教育委員会(2008)『平成20年度福島城跡発掘調査の成果』発掘調査現地説明会資料
青森県埋蔵文化財調査センター(1987)『境関館遺跡』青森県埋蔵文化財調査報告書第102集
鯨ヶ沢町教育委員会(1995)『種里城址Ⅲ』鯨ヶ沢町文化財シリーズ第12集
上ノ国町教育委員会(2006)『史跡上之国勝山館跡整備事業報告書Ⅰ(客殿周辺地区調査)』
国立歴史民族博物館(1995)『青森県十三湊遺跡・福島城跡の研究』国立歴史民族博物館研究報告書第64集
五所川原市教育委員会(2008)『平成20年度山王坊遺跡発掘調査の成果』発掘調査現地説明会資料
酒田市(1981)「亀ヶ崎足軽目付御用帳」『酒田市史 史料篇第8集』
市浦村教育委員会・山王坊跡調査団(1987)『山王坊跡』
七戸町教育委員会(2006)『国史跡七戸城跡―北曲輪発掘調査総まとめ報告書―』
南部町教育委員会(2002)『聖寿館跡発掘調査報告書Ⅷ』南部町埋蔵文化財調査報告書第12集
函館市教育委員会(1986)『史跡志苔館跡』
八戸市教育委員会(1993)『根城―本丸の発掘調査―』八戸市埋蔵文化財調査報告書第54集
文化財建造物保存技術協会(1994)『史跡根城―主殿復元工事報告書―』
石川松太郎校中(1973)『庭訓往来』平凡社
伊藤俊一(2002)「中世後期の土地所有」『新体系日本史3土地所有史』山川出版社
宇佐美隆之(2001)「津・市・宿」『新体系日本史6都市社会史』山川出版社

- 宇野隆夫(1994)「日本海に見る中世の生産と流通」『中世都市十三湊と安藤氏』新人物往来社
- 大庭康時(2003)「戦国時代の博多」『戦国時代の考古学』高志書院
- 小川保(1988)「近世都市における宅地の境界とその変遷」『建築史論叢』中央美術出版会
- 小野正敏(1997)「城下町、館・屋敷の空間と権力表現」『国立歴史民俗博物館研究報告書第74集』
- 榎原滋高(2004)「十三湊の都市構造と変遷 発掘調査十年の成果から」『中世十三湊の世界－よみがえる北の中世－』新人物往来社
- 坂田泉(1984)「山王坊遺跡の復元的一考察」『北方日本海文化の研究』東北文化研究所紀要第16号
- 佐々木浩一他(1999)「青森県中世遺跡の遺構変遷試案－小沢館・境関館・野脇遺跡・中崎館－」
『八戸市博物館研究紀要14号』
- 佐々木浩一他(2000)「青森県中世遺跡の遺構変遷試案(2)－赤御堂遺跡・鞍越遺跡・浜通遺跡」
『八戸市博物館研究紀要15号』
- 佐々木浩一(2000)「青森県中・近世遺跡の景観－小沢館・境関館・浜通遺跡・十三湊遺跡・種里城－」
『青森県史研究5』
- 鈴木和子(2008)「十三湊遺跡」『都市を比較する－東アジアの都市と住宅－』第15回中世都市研究会資料集
- 高島成侑(1983)「東北地方北部の中世城郭にみられる掘立柱建物跡について」『八戸工業大学研究紀要 3巻』
- 高島成侑(1986)「浪岡城北館の掘立柱建物跡について」『八戸工業大学工業大学研究紀要 5巻』
- 高島成侑(2005 a)「十三湊遺跡における掘立柱建物跡の復元とその変遷」『十三湊遺跡Ⅴ』青森県埋蔵文化財調査報告書398集
- 高島成侑(2005 b)「十三湊遺跡における掘立柱建物跡の考察」『十三湊遺跡Ⅴ』青森県埋蔵文化財調査報告書398集
- 高橋康夫他編(1993)『図集日本都市史』東京大学出版
- 竹内理三編(1973)「廻船式目」『鎌倉遺文 5』東京堂出版
- 玉井哲雄(1994)「十三湊の都市空間について－その立地と地割－」『中世都市十三湊と安藤氏』新人物往来社
- 續伸一郎(2003)「戦国時代の自治都市堺－発掘調査からみた環濠都市遺跡－」『戦国時代の考古学』
高志書院
- 土本俊和(2003)『中近世都市形態史論』中央公論美術出版
- 中村隼人他(2005)「掘立柱建物跡からみた中世十三湊遺跡における社会構造の可能性」『日本建築学会
計画系論文集592号』
- 西谷地晴美(2002)「中世土地所有研究の視点」『新体系日本史3土地所有史』山川出版社
- 野口徹(1988)『中世京都の町家』東京大学出版
- 早見洋平他(2004)「地割に先行する仮説と移築－16世紀末京都における隣地境界線の生成過程－」
『日本建築学会計画系論文集578号』
- 藤田裕嗣(1999)「考古学との接点としての地割－前川報告によせて－」『歴史地理学 No. 192』
- ト蔵建治(2001)「地質時代～現代の気候変動」『青森県史 自然編 地学』
- 堀内明博(2001)「市・町の形態と展開－平安京・京都を中心として－」『考古学発掘資料による建物の
復元方法に関する基盤研究』科学研究費補助金研究成果報告書
- 山口博之(2005)「脇本城と出羽南部の海と城」『海と城の中世－東北中世考古学叢書 (4)－』高志書院